

安全が確保され、安心して快適に暮らせるまちづくり あま市狭あい道路整備推進事業のあらまし

事業の目的は？

あま市には、4 mに満たない幅の狭い道路が数多くあり、今後、想定される南海トラフ地震時には、建物や外壁の倒壊により、このような狭あい道路の閉塞が想定され、避難行動や救助活動等への支障が懸念されています。

また、日常生活においては、必要な通風や日照などの生活環境や救急車、宅配便、サービスなどの生活を支える車の利用に支障があるなど問題があります。

このような問題を解消するために、この事業では、狭あい道路に面した土地で建物の新築や建て替え時などに建築基準法で定められている4メートルの道路幅員を確保するための後退用地や隅切り用地について、市民の皆様のご理解ご協力を得ながら、整備を進めるものです。

この狭あい道路の解消を進めていくことで、災害に強い良好な市街地の形成や生活環境の向上が期待できます。

狭あい道路って何？

狭あい道路とは？

建築基準法第4条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路であって市長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満のものをいいます。(右図中①)

敷地後退線とは？

狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線又は狭あい道路がその中心からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいいます。(右図中②)

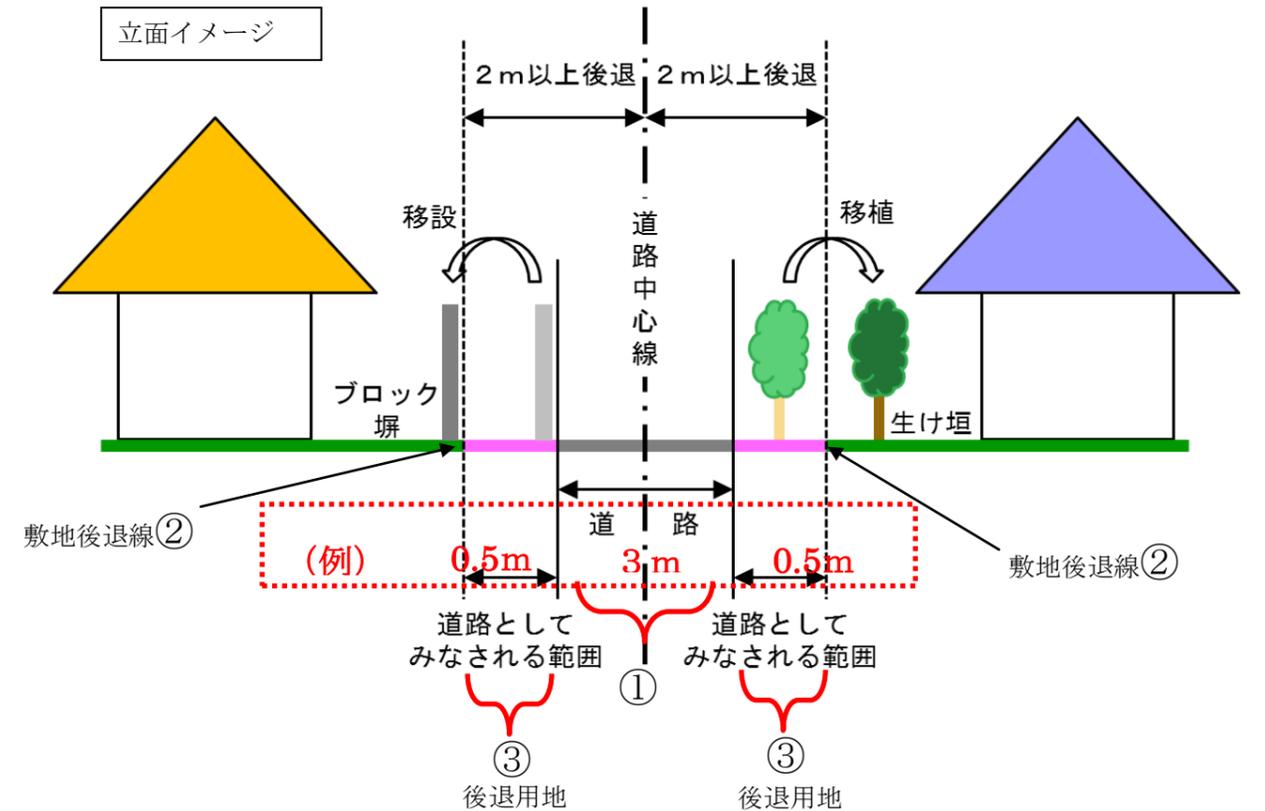
後退用地とは？

狭あい道路と敷地後退線との間にある土地をいいます。この後退用地は道路とみなし、建物やこれに付属する門、塀等は建築がすることができないと建築基準法に定められています。(右図中③)

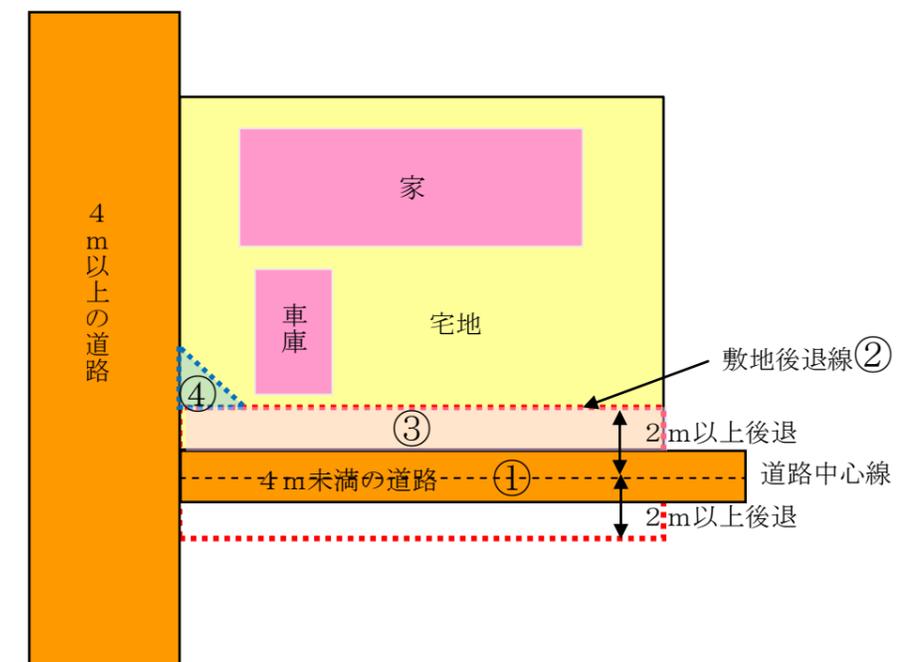
隅切り用地とは？

狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続または屈曲する箇所に設ける角地をいいます。(右下図中④)

敷地後退等のイメージ図



平面イメージ



事業の内容は？

市民の皆様が建築物の新築や建て替え時に、後退用地や隅切り用地の寄附をしていただくにあたり、市が舗装整備を行うとともに、隅切り用地について、奨励金を交付するものです。

※この他、寄附採納をするために要する費用のうち土地の分筆に要する費用についての補助金もあります。(あま市道路及び水路の寄附採納等に関する要綱)

後退用地等の整備

後退用地又は後退用地と併せて隅切り用地の寄附が確定した後に、通行上及び避難上支障がない道路形態に市が必要な整備を行います。

(整備イメージは下記写真の赤点線で示す部分)

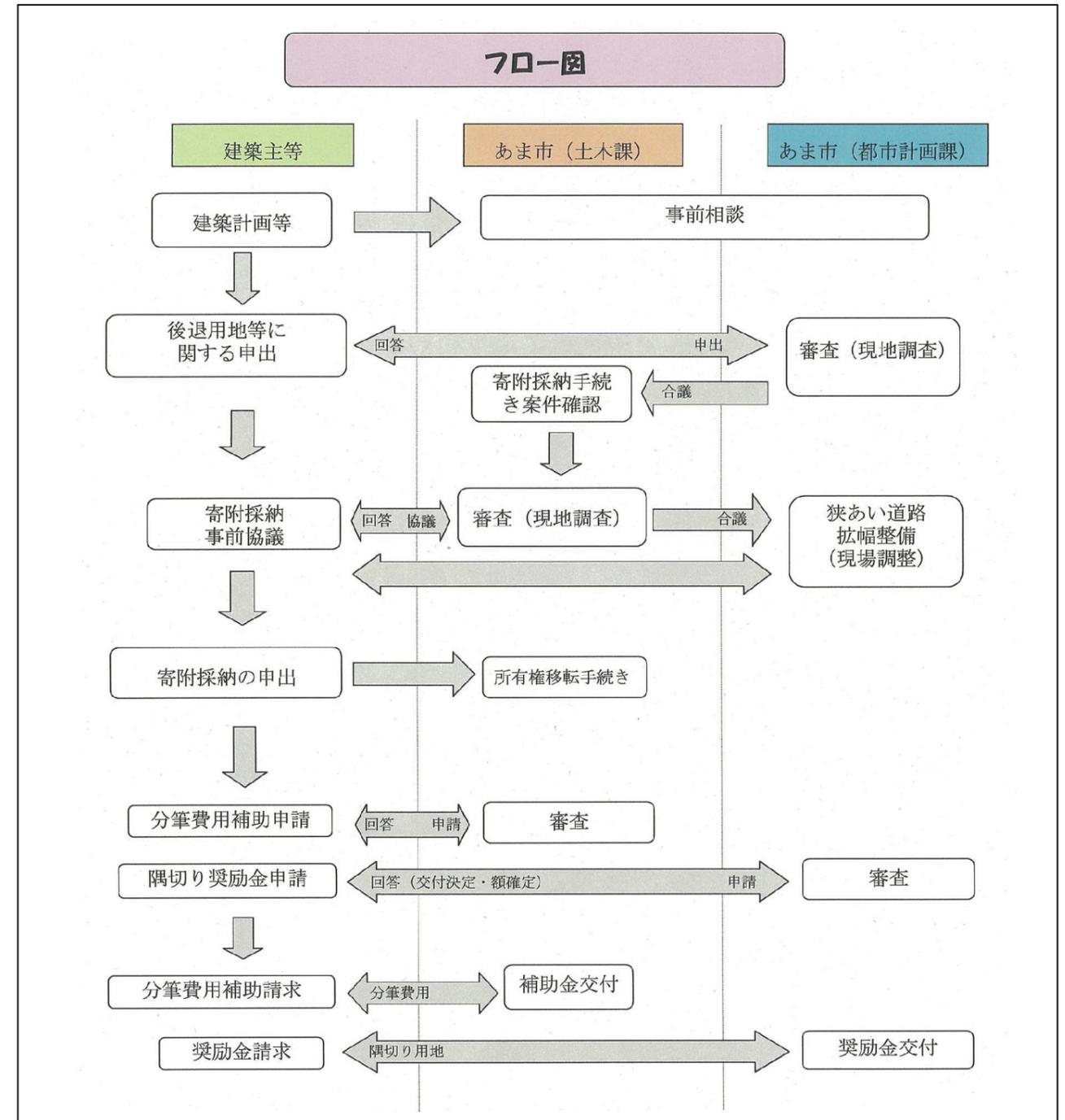


隅切り用地の寄附に対する奨励金の交付

寄附を受ける隅切り用地の土地所有権移転登記が完了した後、固定資産税評価額の1平方メートル当たりの単価の2分の1に隅切り用地の面積を乗じて得た額を寄附者に交付します。

※交差点における隅切りの長さは、3m以上(交差する内角が120度以上の箇所を除く)とする。ただし、道路拡幅計画等がある場合は、当該計画の値とします。

フロー図



その他

手続き等詳細については、あま市道路及び水路の寄附採納等に関する要綱及びあま市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。